

# 火災で被害を受けられた方へ

火災で被害を受けられた方は、お住まいやお金などの各種の救済・支援制度等を受けられる場合があります。それらの一部を御案内しておりますので、御参照ください。なお、り災等の状況により御利用いただけない場合もありますので、各窓口までお問い合わせください。

令和5年4月現在

種類	支援制度	制度概要	り災証明書	窓口及び連絡先
減免	一般廃棄物処理手数料の減免  ※御注意ください※ お住まいの地域により 窓口が異なります	<p><b>☆ 旧柏地域にお住まいで北部クリーンセンターへ持ち込む方</b></p> <p>一般家庭で火災に遭われ、り災証明書が発行された方に対し、火災で発生した一般廃棄物(可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・資源ごみ・粗大ごみ)の処理手数料が減免される場合があります。ただし、がれき類、家電リサイクル法対象製品・パソコンなどは対象となりません。また、事業所が火災に遭われた場合も、対象となりません。事前に対象となるか北部クリーンセンターにお問い合わせの上、ご申請いただきますようお願いいたします。</p>	必要	<p>北部クリーンセンター</p> <p>04-7131-7900</p>
		<p><b>☆ 旧柏地域にお住まいで南部クリーンセンターへ持ち込む方</b></p> <p>一般家庭で火災に遭われ、り災証明書が発行された方に対し、火災で発生した一般廃棄物(可燃ごみ・古紙・古着・布団・座布団)の処理手数料が減免される場合があります。ただし、南部クリーンセンターで取り扱うことができない廃棄物(不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ・がれき類・家電リサイクル法対象製品・パソコンなど)は対象となりません。また、事業所が火災に遭われた場合も、対象となりません。事前に対象となるか南部クリーンセンターにお問い合わせの上、ご申請いただきますようお願いいたします。</p>	必要	<p>南部クリーンセンター</p> <p>04-7170-7080</p>
		<p><b>☆ 旧沼南地域にお住まいの方</b></p> <p>り災証明書発行された後に、日程調整後クリーンセンターしらさぎ職員の火災現場立会確認及び一般廃棄物処理手数料減免の申請書手続きを行います。(現場立会確認時にクリーンセンターしらさぎへ持ち込める物の説明を行います。) 後日、減免決定通知書が発行されます。施設への持ち込みの際は、依頼者(り災者本人)が直接持込をしてもらいます。但し、車輛等の御用意が困難な場合で、運搬を業者に依頼する場合は、搬入時に同乗にて搬入することもできます。 まずは、窓口まで電話連絡をお願いいたします。</p>	必要	<p>クリーンセンターしらさぎ</p> <p>04-7193-5389</p>

種類	支援制度	制度概要	り災証明書	窓口及び連絡先
提供	一時宿泊場所の情報提供	市内のホテル等民間宿泊施設のうち、一時宿泊に協力いただける施設の情報を、現場の消防職員が御案内します。 消防職員またはり災者から直接施設へ連絡し、火災被害にあわれたことを伝えたのち、宿泊可否を確認します。3泊まで、宿泊施設側で設定する料金(施設によっては通常価格より安価)を自己負担し、御利用いただくことができます。4泊以上の利用は、事前に宿泊施設側と話し合いが必要です。	不要	福祉政策課 04-7167-1131
支給	見舞金等の支給	市内で発生した火災を原因として、住民登録のある市民が、住家に半焼以上の被害を受けた場合、死亡若しくは負傷し2週間以上の入院の診断を受けた場合、柏市災害見舞金等支給規則に基づき、見舞金を支給します。 また、日本赤十字社より見舞金及び物資(タオル等日用品、希望制)、赤い羽根共同募金会より見舞金が支給されます。 ※支給要件に該当する方には、担当課から御連絡します。	不要	福祉政策課 04-7167-1131
	転居費支給	生活保護を受けている方の現住居が火災により消滅又は居住にたえない状態になったと認められた場合、転居に際し敷金等を支給します。	必要	生活支援課 04-7167-1138
猶予	市税の徴収猶予	納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、市税を一時に納付することができないときは、申請により1年以内の期間に限り徴収を猶予します(100万円以上は担保が必要)。	必要	収納課 04-7167-1122
	償還猶予	母子父子寡婦福祉資金及び柏市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の償還猶予 災害等により支払い期日までに償還することが著しく困難と認められるとき、償還を猶予できる場合があります。	必要	こども福祉課 04-7167-1595
	国民健康保険一部負担金の徴収猶予	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、精神若しくは身体に障害を生じ、又は資産に重大な損害を受け、その生活が困難となった場合は、申請により6か月以内の期限に限り徴収猶予します。	必要	保険年金課 04-7191-2594  後期高齢者制度のお問い合わせは 04-7168-1035
	後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者又はその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、申請により損害の程度等に応じて後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予の対象となる場合があります。その他にも条件がありますので、詳しくは保険年金課後期高齢者医療担当にお問い合わせください。	必要	
	国民健康保険料の徴収猶予	震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受けた場合、申請により納付することができないと認められる金額を限度として6か月以内の期間を限り徴収猶予します。	必要	
	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者又はその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、申請により納付することができないと認められる金額を限度として6か月以内の期間を限り徴収猶予します。	必要	

種類	支援制度	制度概要	り災証明書	窓口及び連絡先
援助	就学援助	柏市立の小・中学校に在籍するこどもの保護者、又は柏市民で柏市立以外の公立学校に在籍するこどもの保護者で、火災の被害により市民税、個人事業税または固定資産税の減免を受けているかたは、こどもの就学にかかる費用の援助を受けられる場合があります。	不要	学校教育課 04-7191-7367
減免	市・県民税の減免	火災により死亡した場合や障害者となった場合若しくは住宅又は家財が滅失等された場合、減免の対象となる場合があります。その他にも条件がありますので、詳しくは市民税課にお問い合わせください。	必要	市民税課 04-7167-1124
	固定資産税・都市計画税の減免	火災により被害にあった家屋や償却資産についての固定資産税・都市計画税を減免する制度を受けられる場合があります。減免を受けるには納期限の7日前までに申請が必要です。被害の状況を確認する必要があるため、修繕前にご連絡ください。	必要	資産税課 04-7167-1125
	国民健康保険料の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者又はその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、申請により損害の程度等に応じて国民健康保険料の一部又は全額を減免します。 原則、当該年度内で、納期限の7日前まで(特別徴収については年金支払月前々月の15日以上)の保険料が対象となります。	必要	保険年金課 04-7191-2594  後期高齢者制度の お問い合わせは 04-7168-1035
	後期高齢者医療保険料の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者又はその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、申請により損害の程度等に応じて後期高齢者医療保険料の一部又は全額を減免します。 原則、当該年度内で、災害発生日以降の納期に係る保険料が対象となります。	必要	
	国民健康保険一部負担金の減免	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、精神若しくは身体に障害を生じ、又は資産に重大な損害を受け、その生活が著しく困難となった場合は、申請により医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免措置が受けられます。	必要	
	後期高齢者医療一部負担金の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者又はその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、申請により損害の程度等に応じて後期高齢者医療一部負担金の減免の対象となる場合があります。その他にも条件がありますので、詳しくは保険年金課後期高齢者医療担当にお問い合わせください。	必要	
	国民年金保険料の免除	震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者が所有している住宅、家財その他財産につき被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に申請いただき、日本年金機構に承認されると国民年金保険料の納付が免除されます。	必要	国民年金室 04-7167-1130

種類	支援制度	制度概要	り災証明書	窓口及び連絡先
減免	介護保険料の減免	火災により死亡又は障害者となった場合若しくは住宅、家財又はその他の財産の損害の程度に応じて、介護保険料の一部の額又は全額を減免します。	必要	高齢者支援課 資格保険料担当 04-7167-1022
	こども発達センター 使用料の減免	災害(大規模な火災又は災害による火災)により使用料を支払うことが困難と認められる場合に全額を減免します。	必要	こども発達センター キッズルーム 04-7128-2224
	一般廃棄物(し尿)処理 手数料の減免	火災により住宅の一部又は全部が滅失等された場合、し尿処理手数料の一部を減免します。	必要	環境サービス課 04-7167-1139
	り災建築物の再建等に係る 建築確認等手数料の減免	①確認申請手数料(建築物・昇降機等・工作物)の減免 ②完了検査申請手数料(建築物・昇降機等・工作物)の減免 ③中間検査申請手数料の減免 対象:災害により滅失し、又は損壊した建築物で、災害の発生した日から3月以内に被災者自ら使用するために建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をするもの(当該建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする部分) 減免する額:手数料全額の2分の1の額	必要	建築指導課 04-7167-1145
免除	下水道使用料の免除	火災により住宅が全焼・半焼または部分焼の被災をした場合には、発生した日に属する期間にかかる下水道使用料を免除します。	必要	料金課 04-7167-1409